

我が国の当面する環境分野の諸課題

国立国会図書館 ISSUE BRIEF NUMBER 763 (2012. 12. 27.)

はじめに

I 東日本大震災と福島第一原発事故への対応

- 1 災害廃棄物（がれき）
- 2 除染と汚染廃棄物

II 地球温暖化と生物多様性

- 1 国内における地球温暖化対策
- 2 地球温暖化対策をめぐる国際動向
- 3 生物多様性への取組み

III 水環境保全と公害問題への取組み

- 1 水循環基本法
- 2 水俣病被害者の救済

おわりに

本号では、2012年末現在、我が国の当面する環境分野の諸課題の中から、東日本大震災と福島第一原発事故からの復興に伴う災害廃棄物（がれき）処理問題、同じく除染と汚染廃棄物処理の課題、エネルギー政策の転換を迫られる中での地球温暖化対策、同様に地球規模の課題である生物多様性問題、近年ますます重要性を増している水資源管理に係る課題、被害者救済措置の申請期限終了を受けて今後の救済策が焦点となる水俣病対策を取り上げる。

農林環境調査室・課

調査と情報

第763号

はじめに

東日本大震災と福島第一原発事故は、我々の暮らしにとって、大気・水・土壌等の自然環境がいかに貴重なものであるかをあらためて認識させるものであった。被災者そして被災地域にあっては、新たな生活の再建に向けて堅実で粘り強い取組みが続けられているが、がれき処理や除染をはじめ、政府や自治体による復興に向けた課題への対応は未だ道半ばである。また、原発事故により、エネルギー政策の転換を迫られる中、地球温暖化対策の再構築は、我が国が国際的な責務を果たしていく上でも焦眉の課題である。本稿では、我が国の当面する環境分野の諸課題の中から、これらのほか、地球規模の課題である生物多様性問題、近年ますます重要性を増している水資源管理に係る動向、被害者救済措置の申請期限終了を受けて今後の救済策が焦点となる水俣病対策を取り上げる。

I 東日本大震災と福島第一原発事故への対応

1 災害廃棄物（がれき）

(1) 処理の進捗状況

東日本大震災における災害廃棄物は、岩手、宮城、福島各県の沿岸部を中心として大量に発生した。環境省によると、3県沿岸市町村で発生した災害廃棄物の量は、岩手県が395万トン、宮城県が1200万トン、福島県が207万トンで、3県合わせると1802万トンと推計されている¹。これらの災害廃棄物の2012年10月末現在の処理状況は、岩手県で約26%、宮城県で約33%、福島県で約18%となっており、進捗ペースの加速が求められている²。

各自治体では、仮設焼却炉や破碎・選別施設の設置等により、処理能力の増強が図られているほか、津波堆積物³やコンクリートくずは、海岸堤防や海岸防災林において再生資材としての活用が進められている。岩手・宮城両県の災害廃棄物の処理を全国で行う広域処理については、当初、必要量を401万トンとしていたが、両県における災害廃棄物推計量の見直しに伴い、2012年5月の段階で247万トンと大幅に減少した⁴。

同年6月には、岩手県の木くずと可燃物について、既に広域処理を実施中または調整中の自治体の範囲で概ね目途がつくとされたことから、他の自治体が広域処理自体の必要性がなくなったと受け止め、受入れ方針を変える事態が生じた⁵。現在、広域処理必要量は見

* 本稿における人物の肩書は、いずれも当時のものである。

¹ 環境省「被災3県沿岸市町村の災害廃棄物処理の進捗状況」（環境省「東日本大震災への対応について」<<http://www.env.go.jp/jishin/index.html>>のページで公開されており、随時更新される。）なお、本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は2012年12月10日である。

² 同上。なお、環境省「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」2012.8.7.<http://kouikishori.env.go.jp/news/pdf/20120807_b2.pdf>では岩手県及び宮城県の沿岸市町村を対象とした2013年3月末までの処理の割合の中間目標を、岩手県で約58%、宮城県で約59%としている。

³ 津波を受けた被災地に残留した土砂や泥状物で、主成分は海底の砂泥等と考えられるが、木くず・コンクリートくず、油類、薬品等の有害物質等が混入している可能性がある。

⁴ 環境省「災害廃棄物推計量の見直し及びこれを踏まえた広域処理の推進（概要）」（第3回災害廃棄物の処理の推進に関する関係閣僚会合 資料1 別添1）2012.5.21.

<http://www.env.go.jp/jishin/waste/ministerial_conf/conf003/mat01.pdf>

⁵ 「広域処理 もういいの?」『読売新聞』2012.7.11, 夕刊。

直しによってさらに減少し、2012年10月末現在136万トンとなっているが⁶、今後も、岩手県の漁具・漁網、宮城県の木くずと不燃混合物については新たな受入れ先の調整が必要とされている⁷。

不燃の災害廃棄物の受入れが進まない背景には、国の放射能対策が後手に回ったことが不安を生み、埋立処分に必要な市町村からの事前同意が得られにくくなっているとの指摘がある⁸。また、可燃分については、見直し前の災害廃棄物推計量を基にして設置が決められた仮設焼却炉の処理能力をもってすれば、目標期限内に処理が可能であると指摘されているなど⁹、広域処理そのものについて必要性を疑問視する声が上がっている¹⁰。今後の広域処理には、安全性、必要性や妥当性に関するより丁寧な説明が求められている。

(2) 洋上漂流物問題

津波によって海洋に流出した災害廃棄物が洋上漂流物として大きな問題となっている。環境省では、流出した災害廃棄物の総量は約480万トンで、このうち約154万トンが漂流し、約327万トンが海底等に堆積していると推計している¹¹。さらに、漂流予測の結果、北米大陸の西海岸沿岸域に到達する洋上漂流物の量は、2012年12月時点で290トン、2013年には、2月、4月、6月時点でそれぞれ3,200トン、1万4000トン、3万3000トンにのぼると見られている¹²。

外国に流れ着いた漂流物について国際的な取決めはなく、流れ着いた先の国が処理を行うことが慣例となっている¹³。今回発生した洋上漂流物についても、日本は国際法上責任を負わないが、発生量が多いことから、日本側として対応が可能な取組みについて検討が行われている¹⁴。

日本は、2012年9月に野田佳彦首相が米国に対して500万ドル、カナダに対して約100万ドルを善意に基づく見舞金として資金供与することを表明した¹⁵。このほか、2012年8月に日米のNGO間の会合で、回収活動などの連携・協力について意見交換が行われ¹⁶、独立行政法人環境再生保全機構では、国内のNGOに委託して漂着状況の調査や現地NGOとの共同回収等を実施することとしている¹⁷。

⁶ 環境省 前掲注(1)。なお、広域処理済量は2012年10月末現在で約14万トン。

⁷ 環境省「東日本大震災に係る災害廃棄物の処理工程表」 前掲注(2)

⁸ 「受け入れ進まぬ不燃がれき」『産経新聞』2012.9.11.

⁹ 池田こみち「震災がれきの広域処理」『東京新聞』2012.8.15.

¹⁰ 同上; 佐藤圭「がれき処理はなぜ進まないのか?」『世界』831号, 2012.6, pp.249-254.

¹¹ 環境省「東日本大震災により流出した災害廃棄物の総量推計結果の公表について(お知らせ)」2012.3.9.

<<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14948>>

¹² 環境省「東日本大震災による洋上漂流物の漂流予測中間結果の公表について(お知らせ)」2012.11.9.

<<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=15926>>

¹³ 「北米に漂着がれき 見えぬ総量 各州悲鳴」『毎日新聞』2012.7.7.

¹⁴ 内閣官房総合海洋政策本部「東日本大震災による洋上漂流物への対応」

<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/pdf/taisei.pdf>>

¹⁵ 外務省「クリントン米国務長官による野田総理大臣表敬(概要)」2012.9.8.

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/apec_2012/j_usa.html>; 外務省「ウラジオストク APEC における野田総理大臣と各国首脳の立ち話について」2012.9.9.

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/kaidan/s_noda/apec_2012/tatibanashi_pm.html>

¹⁶ JEAN (Japan Environmental Action Network)「プレスリリース 日米 NGO 等による震災起因漂流物への対応に係るミーティング 実施結果について」2012.8.9.

<<http://www.jean.jp/2012/08/09/120809jeanpress1.pdf>>

¹⁷ 環境省「地球環境基金事業(洋上漂流物関連)の受託者決定について(お知らせ)」2012.11.26.

一方、北米では、2012年7月、米海洋大気局が太平洋に面する4州とハワイ州に、回収作業等のため最高5万ドルずつ拠出することを発表した¹⁸。

福島第一原発事故が発生した時点で、既に離れた海洋上に位置していたと考えられるなどの理由から、洋上漂流物に放射性物質が付着している可能性は極めて低いと見られているが¹⁹、日本のワカメなど、米国等では侵略的外来種にあたる生物等が付着し持ち込まれることで、現地の生態系に影響を与える可能性が指摘されている²⁰。また、海水中の有害化学物質を吸着しやすいプラスチックごみは、時間がたつて細かく砕かれ回収しにくい上、破片を鳥や魚が食べると食物連鎖の影響で他の生物にも取り込まれる可能性がある²¹。大量の漂着が予想される冬季には雪氷の影響も見込まれ²²、処理を行う現地の状況や要望を踏まえた迅速な対応が日本側にも求められることになると思われる。

2 除染と汚染廃棄物

(1) 除染の現状と課題

除染及び汚染廃棄物処理の仕組みについては、「平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」（平成23年法律第110号。以下、「放射性物質汚染対処特措法」又は「特措法」とする。）において規定されている。特措法では、国が直轄で除染を実施する地域（除染特別地域）と、市町村が除染実施計画を策定し除染を進める地域（除染実施区域）が区別され、それぞれの地域で除染が進められている。

【除染特別地域における除染】

2011年12月に、警戒区域又は計画的避難区域の対象区域等（11市町村²³）が除染特別地域に指定された。これを受けて2012年1月には、除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）が発表された²⁴。除染ロードマップでは、①本格除染に先立ち、除染作業の拠点となる公的施設等について先行除染を実施、②各市町村等の関係者と協議・調整を行い、2011年度末を目途に「特別地域内除染実施計画」を策定、③当該計画に基づき本格除染を実施するという方針が示された。この方針は避難指示区域の見直しと連動しており、新たな区域区分ごとに除染工程表が示されている。具体的には、避難指示解除準備区域（年間積算線量20mSv（ミリシーベルト）以下）及び居住制限区域（同20～50mSv）

<<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=16004>>

¹⁸ NOAA (National Oceanic and Atmospheric Administration), *NOAA makes \$250,000 in grants available to states impacted by tsunami debris*, July 17, 2012.

<http://www.noanews.noaa.gov/stories2012/20120716_marinedebris.html> なお、既に洋上漂着物の処理について独自に予算を計上している州もあるという（「漂着がれき 北米苦慮」『毎日新聞』2012.7.7.）。

¹⁹ 総合海洋政策本部「東日本大震災による洋上漂流物 Q&A」

<<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/hyouryuu/ganda.html>>

²⁰ 「米漂着がれきに大量生物」『読売新聞』2012.8.27.

²¹ 「プラごみ汚染 深刻」『東京新聞』2012.8.11.

²² 「津波漂着物『凍る前に対策』」『朝日新聞』2012.8.8.

²³ 福島県楢葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村及び飯舘村の全域並びに田村市、南相馬市、川俣町、川内村で警戒区域又は計画的避難区域であったことのある地域。（環境省「放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物対策地域、除染特別地域及び汚染状況重点調査地域の指定について（お知らせ）」2011.12.19.

<<http://www.env.go.jp/press/press.php?serial=14598>>

²⁴ 環境省「除染特別地域における除染の方針（除染ロードマップ）について」2012.1.26.

<http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=19091&hou_id=14747>

について、2012年度に本格除染を開始し、2013年度末までに完了させるとする一方、帰還困難区域（同 50mSv 超）については本格除染の開始時期を明示していない。

2012年11月21日現在、除染特別地域に指定された11市町村のうち8市町村（田村市、楢葉町、川内村、飯館村、南相馬市、葛尾村、川俣町、浪江町）で「特別地域内除染実施計画」を策定済みであり、うち南相馬市と浪江町を除く6市町村で本格除染が開始されている²⁵。除染ロードマップでは、2011年度内に「特別地域内除染実施計画」を策定する予定であったが、避難指示区域の見直しが遅れていることなどの理由により、一部地域で計画策定が遅れている²⁶。また、除染廃棄物の仮置き場の確保や住民からの除染の同意取得などが難航していることから、本格除染の進捗にも遅れが出ている²⁷。

【除染実施区域における除染】

除染実施区域における除染は、①追加被ばく線量が年間1mSv以上の地域を、国が「汚染状況重点調査地域」として市町村単位で指定する、②指定を受けた市町村が除染実施区域を定めた上で除染実施計画を策定するという流れで実施される。2011年12月には、環境省が「除染関係ガイドライン」（以下、「ガイドライン」とする。）を発表した²⁸。市町村はガイドラインに掲載された除染方法から適切なものを選択して除染を進め、国はその費用を補助するとされている。

2012年11月28日現在、汚染状況重点調査地域に指定された8県104市町村のうち、90市町村で特措法に基づく除染実施計画を策定済みである²⁹。ただ、除染実施計画を策定した市町村でも、仮置き場確保の難航などにより、除染が計画通り進んでいない事例が見られる³⁰。ガイドラインについても、実態に沿っておらず改訂が必要だとの意見が出ている。また、市町村がガイドラインに掲載されていない方法を用いる場合、環境省との協議が必要となるが、協議に時間がかかり除染の迅速な実施を妨げていると指摘されている³¹。

【中間貯蔵施設】

除染に関する課題としては、中間貯蔵施設の整備が挙げられる。中間貯蔵施設は、最終処分が可能になるまでの間、除染廃棄物を含む汚染廃棄物を集中的に管理・保管するための施設であり、福島県にのみ設置される。環境省は2011年10月に、2012年度内に中間貯蔵施設の設置場所を決定し、仮置き場への除染廃棄物の搬入開始から3年程度（2015年1月）を目途に中間貯蔵施設の供用を開始するという工程表を示した³²。これを受けて2012年8月には、具体的な候補地として、双葉郡大熊町、双葉町、楢葉町の12か所が提示され³³、11月には福島県の佐藤雄平知事が現地調査の受入れを表明した³⁴。ただし、調

²⁵ 環境省「除染特別地域における進捗状況」 除染情報サイト <<http://josen.env.go.jp/area/index.html>>

²⁶ 「事故500日 深い傷跡 被災地 避難区域再編・除染、遅れる」『朝日新聞』2012.7.24.

²⁷ 「窮余の「仮々置き場」 飯館 国直轄除染1カ月遅れ開始 住民同意進ちょくの鍵」『福島民報』2012.9.26.

²⁸ 環境省「除染関係ガイドライン 第1版」2011.12. <<http://www.env.go.jp/jishin/rmp.html#josen-gl>>

²⁹ 環境省「除染の進め方」除染情報サイト <<http://josen.env.go.jp/zone/summary/flow.html>>

³⁰ 「政府「基本方針」決定から1年 37市町村に本社調査 4割強除染に遅れ」『福島民報』2012.8.27.

³¹ 「除染 ネックは環境省 作業指針にない事例 出先がお伺い、本省で滞留」『朝日新聞』2012.9.21. なお、環境省は2012年10月23日に、除染の加速化と不安解消に向けて「除染推進パッケージ」を発表したが、この中で協議対応の迅速化策として、福島環境再生事務所への権限委譲等を盛り込んでいる。（環境省「除染推進パッケージ～除染の加速化と不安解消に向けて～」2012.10.23.

<http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=20892&hou_id=15868>

³² 環境省「東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による環境汚染の対処において必要な中間貯蔵施設等の基本的考え方について」2011.10.29.

<http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/roadmap111029_a-0.pdf>

³³ 環境省「除染、廃棄物処理及び中間貯蔵施設に関する調査について（双葉地方及び福島県と国との協議会 資

査受入れは建設受入れと同一ではなく、今後の調整は難航も予想されている。中間貯蔵施設の目途が立たないことから、福島県内では仮置き場の長期化への懸念が出ており、仮置き場の設置を困難にしていると指摘されている³⁵。

(2) 汚染廃棄物処理の現状と課題

放射性物質汚染対処特措法に基づく汚染廃棄物処理の仕組みでは、発生した地域と汚染レベルに応じて、汚染廃棄物を処理する主体を区別している。具体的には、汚染廃棄物対策地域³⁶内の廃棄物（対策地域内廃棄物）と放射性セシウム濃度が 8,000Bq/kg（キログラム当たりベクレル）を超過し環境大臣の指定を受けた廃棄物（指定廃棄物）については、国が責任を持って処理する。それ以外の汚染レベルの低い廃棄物（特定一般廃棄物及び特定産業廃棄物）については、廃棄物処理法（昭和 45 年法律第 137 号）に上乗せ基準を設けた形で、市町村や排出事業者が処理する。

現在、指定廃棄物の処理が大きな問題となっている。指定廃棄物は、2012 年 11 月 2 日現在、11 都県で 87,884 トンが指定されている³⁷。指定廃棄物の処理について環境省は、①排出された都道府県内で処理する、②既存の廃棄物施設の活用を最優先する、③2014 年度末を目途に都道府県ごとに必要な最終処分場等を確保する、④既存の最終処分場による処分が実施できない場合、国が最終処分場を設置するといった方針を示している³⁸。

国が最終処分場を設置するのは、宮城、茨城、栃木、群馬、千葉の 5 県である。環境省は 2012 年 9 月、栃木県については矢板市、茨城県については高萩市をそれぞれ最終処分場の候補地として提示した。しかし、地元自治体は断固反対を表明した。候補地の選考過程を非公表としたことも反発を招いており、今後の調整は難航することが予想される³⁹。

II 地球温暖化と生物多様性—環境問題と国際協調—

1 国内における地球温暖化対策

(1) 地球温暖化対策の現状

2005 年 2 月に発効した京都議定書⁴⁰では、2008～2012 年の 5 年間（第 1 約束期間）における温室効果ガス 6%削減（1990 年比）を我が国に義務付けている。この 6%削減という目標を確実に達成するために必要な措置を定めるものとして、2005 年に「京都議定書目標達成計画」が策定された。現行の温暖化対策は、2008 年に改定された同計画⁴¹に基づい

料 6) 2012.8. <http://www.reconstruction.go.jp/topics/120819_shisetsucyosa.pdf> なお、大熊町の候補地 9 か所のうち 3 か所は、2012 年 12 月に除外された。（「中間貯蔵施設の候補 3 カ所除外 大熊町巡り環境省」『朝日新聞』2012.12.6.）

³⁴ 「中間貯蔵 調査受け入れ 福島知事「苦渋の選択 除染土保管」『朝日新聞』2012.11.29.

³⁵ 「汚染土置き場 確保進まず 福島県内 6 市町村どまり」『読売新聞』2012.10.4.

³⁶ 除染特別地域と同じく、警戒区域又は計画的避難区域の対象区域等が指定されている。

³⁷ 環境省「指定廃棄物の指定状況」指定廃棄物処理情報サイト <<http://shiteihaiki.env.go.jp/q1.html#word-3>>

³⁸ 環境省「指定廃棄物の今後の処理の方針」2012.3.30.

<http://www.env.go.jp/jishin/rmp/attach/memo20120330_waste-shori.pdf>

³⁹ 「候補地提示「唐突」 地元の疑心暗鬼 指定廃棄物 最終処分場」『毎日新聞』2012.9.28.

⁴⁰ 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（Kyoto Protocol to the United Nations Framework Convention on Climate Change）。1997 年採択。

⁴¹ 「京都議定書目標達成計画」2008.3.28. 環境省ホームページ

て、2008年度から2012年度までの施策が実施されている。また、京都議定書後の中期目標として、2020年までに25%の削減を目指すことを、2009年9月にニューヨークで開催された国連気候変動首脳会合で、鳩山由紀夫首相が表明している⁴²。

最近の地球温暖化対策関連施策としては、2012年10月1日から、「地球温暖化対策のための税」が導入されている。これは化石燃料の利用に対し、CO₂排出量に応じた税率を上乗せするものである。税率は、今後3年半かけて段階的に引き上げられる予定である⁴³。

2011年度の温室効果ガス総排出量⁴⁴（速報値）は、13億700万トンで、京都議定書の基準年である1990年比3.6%増となっている。また、前年度比では3.9%の増加であり、火力発電増加の影響等が指摘されている⁴⁵。ただし、2008～2011年度の4か年平均は、森林吸収量及び排出枠の取得分を考慮した場合、基準年比9.2%減となり、京都議定書の目標を超える削減幅となっている⁴⁶。

（2）福島第一原発事故を受けた地球温暖化対策の見直し

東日本大震災及び福島第一原発事故を受け、我が国のエネルギー政策・地球温暖化対策を見直すため、政府は2011年6月に「エネルギー・環境会議」を設置した。同会議は、「エネルギー・環境に関する選択肢」の提示及びそれに関する国民的議論を経て、2012年9月14日に「革新的エネルギー・環境戦略」（以下、「戦略」とする。）を発表した⁴⁷。戦略は、「2030年代に原発稼働ゼロ」を可能とする今後のエネルギー政策の枠組みを提示する一方、今後の地球温暖化対策にも言及している。具体的には、①2030年時点の温室効果ガス排出量を概ね2割削減（1990年比）することを目指す、②2020年時点の排出量は5～9%削減（1990年比）となる見込み、③2012年末までに2013年以降の「地球温暖化対策の計画」を策定する⁴⁸といった内容である。

戦略に基づくエネルギー政策・地球温暖化対策の枠組みでは、「2020年までに25%削減」という中期目標の達成が困難となることから、目標の見直しに関する議論が活発化している。しかし、地球温暖化に関する国際交渉で削減目標引上げの議論が本格化する中、国際社会からの批判も予想される⁴⁹。

2 地球温暖化対策をめぐる国際動向

2012年11月26日から12月8日にかけてドーハ（カタール）において気候変動に関す

<<http://www.env.go.jp/earth/ondanka/kptap/plan080328/full.pdf>>

⁴² すべての主要国が参加する公平かつ実効性のある国際枠組みの構築及び意欲的な目標の合意を、削減目標約束の前提条件としている。（「鳩山首相 外交デビュー 「25%削減」国際公約」『読売新聞』2009.9.23.）

⁴³ 「地球温暖化対策のための税の導入」 環境省ホームページ <<http://www.env.go.jp/policy/tax/about.html>>

⁴⁴ 京都議定書の対象である6種類の温室効果ガス（CO₂、CH₄、N₂O、HFCs、PFCs及びSF₆）の排出量を、温暖化に寄与する程度を考慮してCO₂排出量に換算し、合算したもの。

⁴⁵ 環境省「2011年度（平成23年度）の温室効果ガス排出量（速報値）について」2012.12.5, p.1.

<http://www.env.go.jp/press/file_view.php?serial=21129&hou_id=16054>

⁴⁶ 同上, p.3.

⁴⁷ エネルギー・環境会議「革新的エネルギー・環境戦略」2012.9.14. <http://www.npu.go.jp/policy/policy09/pdf/20120914/20120914_1.pdf> なお、同戦略の閣議決定は見送られたため、今後の調整で政策が見直される可能性も指摘されている。（「原発ゼロ 閣議決定せず 野田内閣方針 骨抜き恐れ」『朝日新聞』2012.9.19.）

⁴⁸ なお、2012年11月16日に衆議院が解散されたため、計画策定のスケジュールは不透明となっている。（「クロスオーバー 衆院解散 今後の影響は 次期政権に課題積残し」『電気新聞』2012.11.19.）

⁴⁹ 「温室ガス25%削減困難 転換迫られる「原発頼み」」『朝日新聞』2012.9.15.

る国際連合枠組条約（気候変動枠組条約）⁵⁰第 18 回締約国会議（COP18）⁵¹が開催された。COP18 のテーマは、大きく 2 点、現行の京都議定書の改正と京都議定書後の新たな枠組みへの道筋の具体化であった。

（１）第 17 回気候変動枠組条約締約国会議（COP17）までの経緯

京都議定書において先進国の温室効果ガスの削減目標を定めた第 1 約束期間が 2012 年に終了するに当たり、同議定書の延長とその後の新たな枠組みの構築が焦点となっていた。2011 年 12 月にダーバン（南アフリカ）で開催された COP17 において、これらの課題に一定の合意（ダーバン合意）が成立した。

【京都議定書の延長】

先進国にのみ排出削減を義務付ける京都議定書の延長に、日本は一貫して反対の立場をとってきた。議定書から離脱した米国や、中国・インド・ブラジル等の新興国が削減義務を負わないため実効性に疑問があるというのがその理由であった。日本に加え、カナダやロシアも延長への不参加を表明する中、あらかじめ参加を表明していた EU と途上国の賛成により、COP17 において京都議定書の延長（5 年ないし 8 年の第 2 約束期間の設定）が決定された。

【新たな法的枠組み】

COP17 のもう一つの重要な成果は、新たな法的枠組みを 2015 年までに採択、2020 年から実施することに合意したことである。この新たな枠組みは、米国や中国・インド等の新興国、途上国を含むすべての国に適用される法的な拘束力を持った合意であるとされ、この点は、国連気候変動枠組条約に規定される「共通だが差異ある責任」原則に基づき、先進国のみが削減義務を負う従来の枠組みから一歩踏み出すものであった。

（２）COP18 における成果

COP18 では、「共通だが差異ある責任」原則を強く主張する新興国・途上国側とそれらの国にも応分の負担を求める先進国側との間の対立が、事前の準備会合からそのまま持ち越された形となった。双方の対立で交渉は難航を極めたが、最終的に、期日を 1 日延長した上で、ようやく以下の合意（ドーハ合意）に至った。

【京都議定書の改正】

第 2 約束期間を 5 年とするか 8 年とするかが争点となった。途上国側は、京都議定書後の新枠組みの開始前に、より高い削減目標について議論すべきとして 5 年を主張したが、結果的に、新枠組みの開始時期に合わせ 8 年（2013～2020 年）とすることで決着した。ただし、新たな削減目標を担う参加国は日本、ロシア等を除く先進国（附属書 I 国）⁵²にとどまり、世界の CO₂ 排出量全体に占めるこれら参加国のシェアは、これまでの 26% から 15% 程度まで低下するとみられる⁵³。

⁵⁰ 気候変動による地球温暖化を防止するために大気中の温室効果ガス濃度を安定化させることを究極の目的として、1992 年に採択され、1994 年に発効した。

⁵¹ COP は締約国会議（Conference of the Parties）の略で、ここでは気候変動枠組条約の最高意思決定機関を指す。後述する COP11 は、生物多様性条約の締約国会議であり、別のものである。

⁵² EU27 か国、ノルウェー、スイス、オーストラリア等。なお、カナダは、京都議定書そのものからの離脱を表明しており、ニュージーランドも、COP18 の直前に第 2 約束期間への不参加を発表した。

⁵³ 環境省「世界のエネルギー起源 CO₂ 排出量（2009 年）」

<http://www.env.go.jp/earth/cop/co2_emission_2009.pdf>

日本やニュージーランドは、第2約束期間への参加を見合わせながら引き続きクリーン開発メカニズム（CDM）⁵⁴の利用を求めていたが、途上国からの強い反対を受けて、不参加国による同制度の利用に制限が課せられた。これに関連して、日本が強く提案していた2国間オフセットクレジット制度⁵⁵など、市場メカニズムの将来的なあり方については、今後も議論が継続される見通しである。

【新たな枠組みに向けた作業計画】

新たな枠組みを規定する2015年の文書採択に向けたスケジュールが話し合われた作業部会においては、先進国から途上国への資金支援問題が対立の背景となった。すなわち、途上国側は、議論を進める前提として、「コペンハーゲン合意」⁵⁶に基づき、先進国側が資金支援強化の具体的提案を示すことを要求した。

交渉が停滞する中で、先進国の一部に具体的な支援額を提示する動きも見られたが、日本とアメリカは最後まで具体額の提示を拒否した。最終的に、途上国への支援額について、先進国側が「今後3年間（2013～2015年）で過去3年間の平均を上回るよう努力する」ことを合意文書に明記することで双方が歩み寄った。また、新たな枠組みについては、2014年のCOP20において交渉文書の素案を固め、2015年5月までに文書を作成するとする作業計画で合意が図られた。

（3）日本の役割

2013年以降、我が国は第2約束期間に参加せず、独自の削減努力を進めることとなる。2010年のCOP16（メキシコ・カンクン）において、工業化以前と比較した世界の気温上昇を平均で2℃以内に収める観点からの排出削減が必要とされたが、UNEP（国連環境計画）のレポートでは、これまでに各国が誓約している削減目標では、2℃以内とするために必要な削減量に6～11ギガトン足りないと試算している⁵⁷。このため、各国が削減目標の引上げを求められる中で、我が国が2009年に掲げた「2020年に90年比25%削減」する目標は下方修正が避けられない状況である⁵⁸。世界の温暖化交渉における存在感を取り戻し、京都議定書後の新たな枠組みにおける国際ルール作りに積極的に関与していくためにも、我が国の温暖化対策への取組みは正念場に立たされている。

3 生物多様性への取組み

2012年10月8日～19日、インドのハイデラバードにおいて生物の多様性に関する条

⁵⁴ 京都議定書で定められた京都メカニズムのひとつ。先進国が途上国において資金提供や技術支援を通じて排出削減プロジェクトを行う制度で、途上国の排出削減量を自国の削減分として利用することができる。

⁵⁵ CDMと同様の制度であるが、低炭素技術・製品の普及を通じた排出削減量を、途上国との二国間協定などを通じて独自に認定する仕組み。国連による認定基準が厳格なCDMよりも自由度が高く、削減目標の達成が容易であるとされる。COP18の期間中の12月6日に、日本とモンゴルは同制度を実施することで初めて合意した。

⁵⁶ 2009年のCOP15（オランダ・コペンハーゲン）において採択された合意文書。先進国から途上国への資金支援に関しては、2010～2012年の3年間で300億ドル、その後は2020年までに1000億ドルの拠出を目標とすることが約束された。

⁵⁷ UNEP, *Bridging the Emissions Gap, A UNEP Synthesis Report*, November 2011.

<http://www.unep.org/pdf/UNEP_bridging_gap.pdf> なお、1ギガトン＝10億トン。

⁵⁸ COP18において、日本は削減目標の見直しについて明言を避けたが、中国の代表団から「原発事故を理由に目標達成が免責されるわけではない」と牽制される一幕もあった。「温室ガス「25%減」目標 中国、日本の見直しを牽制」『朝日新聞』2012.11.29、夕刊。

約（生物多様性条約）⁵⁹第 11 回締約国会議（COP11）が開催された。ここでは、COP11 における主な議題 3 点を取り上げ、その成果と今後の課題を整理する。

（１） 発展途上国等への資金援助

COP11 においては、発展途上国への資金援助が最大の焦点となった。これは COP10⁶⁰で採択された、生物多様性の損失を食い止めるため緊急に効果的な行動を求める「愛知目標」の達成に向けた取組みで⁶¹、今回、「生物多様性に関する国際的な資金の開発途上国等に関するフローを 2015 年までに倍増させ、その水準を少なくとも 2020 年まで維持する」とする文書が採択された⁶²。これは暫定的な努力目標で、正式には COP12 で決定される⁶³。今後の支援額のベースは、2006～2010 年の年間平均支援額となるが、日本は 11 億ドル以上と最大であるため、今後厳しい対応を迫られることとなった⁶⁴。

（２） 名古屋議定書

「名古屋議定書」は、生物多様性条約の目的の一つである遺伝資源⁶⁵の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分を適切に運営するための国際的な枠組みである。主に先進国が微生物や生物などの遺伝資源を使って医薬品や食品を開発した場合、その利益を資源提供国（主に途上国）に配分し、当該国の生物多様性の保全に役立てるための仕組みを定めている。COP10 において採択され、2015 年までの発効が目標とされている。発効には 50 以上国以上の批准が必要だが、2012 年 12 月 10 日現在 9 か国にとどまる⁶⁶。COP11 では、各国に対して批准に向けた国内手続を急ぐように呼び掛けるとともに、発効に備えた政府間委員会を引き続き開くことが決定された⁶⁷。議定書には、先進国と途上国の対立による決裂を避けるため、曖昧な表現が多用されていることから、不用意に議定書を制度化すると自国の企業や研究者の遺伝資源の利用を他国以上に制約してしまうおそれがあるとの指摘もあり⁶⁸、未批准の日本は、国内制度の在り方等について今後慎重な検討が求められる。

（３） 海洋及び沿岸の生物多様性

COP11 において、生態系を守る上で重要な海域のリストを、国連の国家管轄圏外海洋生

⁵⁹ 1992 年の国連環境開発会議に合わせ採択された条約であり、生物多様性の保全、生物多様性の構成要素の持続可能な利用、遺伝資源（利用価値のある、または価値を有する可能性のある遺伝素材。遺伝素材は、遺伝の機能的な単位を有する植物、動物、微生物その他に由来する素材と定義されている。）の利用から生ずる利益の公正で衡平な配分を目的とする。

⁶⁰ 生物多様性条約第 10 回締約国会議。2010 年に名古屋で開催された。

⁶¹ COP10 においては、2011 年以降の新戦略計画が採択されており、20 の中長期的な個別目標が愛知目標として定められた。

⁶² 日本政府代表团「生物多様性条約第 11 回締約国会議結果概要」2012.10.22.
<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/release/24/10/pdfs/20121022_05_01.pdf>

⁶³ 生物多様性条約第 12 回締約国会議。2014 年に韓国で開催される。

⁶⁴ 「日本の負担額倍増」『産経新聞』2012.10.21.

⁶⁵ 前掲注(59)のように定義されているが、遺伝資源については多くのとらえ方がある。生物そのもののほか、遺伝子、生物由来の低分子化合物、生物由来のエキス、植物の種子等を遺伝素材とする考え方があり、これに遺伝的価値が付与された時に遺伝資源とみなされる。

⁶⁶ Convention on Biological Diversity, *Status of Signature, and ratification, acceptance, approval or accession*. <<http://www.cbd.int/abs/nagoya-protocol/signatories/>>

⁶⁷ 日本政府代表团 前掲注(62)

⁶⁸ 「国連生物多様性条約 COP11 の課題（上）名古屋議定書の批准増やすには」『毎日新聞』2012.10.1.

物多様性アドホック非公式作業部会⁶⁹等に提出することが合意された⁷⁰。この重要海域リストは科学的観点から各国の専門家が検討したもので、漁業などを制約する趣旨のものではないが、将来の規制を懸念する声も上がっている⁷¹。日本付近の海域は今回報告されたリストに含まれていないが、2013年3月に日本列島の北の海域を含む「北太平洋」、2014年1月に沖縄周辺を含む「東アジア海」において調査が行われ、具体的な海域が検討されることとなっている⁷²。

Ⅲ 水環境保全と公害問題への取組み

1 水循環基本法

(1) 水循環基本法案策定をめぐる動向

ここ数年にわたり、我が国では、水資源の有限性への対応や危機管理、水行政の一元化などを含む総合的な観点に立つ水制度の確立ないしは改革を求める各種活動が展開されてきている。2007年1月に「水制度改革推進市民フォーラム」が活動を開始し、翌2008年6月には「水制度改革国民会議」（理事長：松井三郎京都大学名誉教授。以下、「国民会議」とする。）が発足した。国民会議は同年9月に「水循環基本法研究会」を内部に設置し、この研究会での検討を経て、2009年12月に国民会議は「水循環政策大綱案」と「水循環基本法要綱案」を発表した。⁷³

国民会議の提案を受ける形で、国会においても、2010年2月に超党派議連「水制度改革議員連盟」が創設され、同年4月には与党の民主党でも「水政策推進議員連盟」が設立された。同年9月と翌2011年1月には「水制度改革国民大会」も開催され、両議連は2012年4月に議員立法による「水循環基本法案」の国会提出の方針を決定したとされているが⁷⁴、第181回臨時国会では同法案提出には至っていない⁷⁵。

水循環基本法案⁷⁶は、「水循環に関する施策を総合的かつ一体的に推進し、もって健全な水循環を維持し、又は回復させ、我が国の経済社会の健全な発展及び国民生活の安定向上に寄与すること」を目的として掲げている。基本理念としては、①水循環の重要性、②水

⁶⁹ 公海の生態系保全と利用方法を研究する作業部会。

⁷⁰ 日本政府代表団 前掲注(62)。COP11で報告されたリストは、南西太平洋地域、カリブ海・西中部大西洋地域、地中海地域にある58の海域のものである。

⁷¹ 「重要海域リスト、提出合意」『朝日新聞』2012.10.19。

⁷² Convention on Biological Diversity, *Marine and Coastal Biodiversity: Progress Report on Describing Areas That Meet the Criteria for Ecologically or Biologically Significant Marine Areas*, September 10, 2012. <<http://www.cbd.int/doc/meetings/cop/cop-11/official/cop-11-22-en.pdf>>

⁷³ 「水制度改革の主要な経過」『水道公論』48巻5号, 2012.5, p.22は、水制度をめぐる各種動向を年表として整理している。

⁷⁴ 同上

⁷⁵ 2012年10月10日、水制度改革国民会議の参加者である稲場紀久雄・大阪経済大学名誉教授らは、「水制度改革議員連盟」代表の中川秀直衆議院議員に対して水循環基本法の成立を求める緊急要請を行った。11月2日と9日にも、稲場名誉教授らは、衆参両院の国土交通委員会委員長や民主・自民・公明3党の国会対策委員長などを訪問して同様の緊急要請を行っている。「水循環基本法早期成立求め緊急要請」『水道産業新聞』2012.10.18; 「基本法早期成立求め再度緊急要請」『水道産業新聞』2012.11.8; 「3党国対委員長に緊急要請、水循環基本法求め」『水道産業新聞』2012.11.15。

⁷⁶ 水循環基本法案の概要については、『水道公論』48巻5号, 2012.5, p.23掲載の自由民主党内閣部会提出資料参照。

の公共性、③健全な水循環への配慮、④流域の総合的管理、⑤水循環に関する国際的協調の5項目を示している。特に②については、同法案における「水循環」という用語が「水が、蒸発、降下、流下又は浸透により、海域等に至る過程で、地表水、地下水として河川の流域を中心に循環すること」と定義されていることと併せて考えると、それまでの湖沼や河川の水だけでなく「地下水」も「公共の目的に利用される水」として管理されることになることと指摘されている⁷⁷。同法案では、水循環に関する施策を集中的かつ総合的に推進するための機関として、内閣に「水循環政策本部」を設置することも規定している。同法案の検討段階では、水行政にかかわる省庁の縦割り等を克服することを意図して「水循環庁」新設が議論されたが、最終的には「水循環政策本部」の設置ということになった⁷⁸。

(2) 「災害に強い国土・地域の構築のための総合的な水管理推進事業」

上記の「水循環基本法」制定に向けた各種動向を受ける形で、環境省は2013年度から、「災害に強い国土・地域の構築のための総合的な水管理推進事業」を実施するものとしている(2013年度予算概算要求では5億5千万円を要求)。問題意識としては、利根川水系浄水場の利水障害事故⁷⁹のように、一たび、水に関連する事故が起きた際には、影響が広範にわたる可能性があることから、水管理においては、適切な流域管理が実施されることが特に重要であることを掲げている。そこで、①水環境の危機管理・リスク管理推進事業(2013～2015年度)、②流域の資源循環構築実証事業(2013～2015年度)、③地域間の連携推進事業(2013～2016年度)の3事業を実施し、地域における総合的な水管理体制の強化及び地域における健全な水循環を確保し、災害に強い国土・地域の構築に資するとしている。⁸⁰

2 水俣病被害者の救済

(1) 水俣病被害者救済措置の申請受付

水俣病問題については、2009年7月に、「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法」(平成21年法律第81号)が制定され、それを受けて2010年4月に「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針」⁸¹(以下、「救済措置方針」とする。)が閣議決定された。これらに基づく救済措置によれば、四肢末梢優位の感覚障害を有する患者だけでなく、全身性の感覚障害を有する等の一定の症状を有する患者についても一時金等を支給することになっている。

同年5月から救済措置の申請受付を開始し、2012年7月31日の申請期限までに全国で

⁷⁷ 「超党派議連が『水循環基本法案』提出へ 外資の森林売買も睨み、政策本部設置」『林政ニュース』433号、2012.3.21, pp.3-4.

⁷⁸ 同上

⁷⁹ この事案は、2012年5月に、利根川水系の浄水場で水道水質基準を上回るホルムアルデヒドが検出され、1都4県の浄水場において取水停止が生じるとともに、同月19日から20日にかけて千葉県内5市の36万戸において断水や減水が発生するといった取水障害が発生したものである。原因等詳細については、『利根川水系における取水障害に関する今後の措置に係る検討会 中間取りまとめ』2012.8. 環境省ホームページ <http://www.env.go.jp/water/confs/tonegawa_intake/interim_rep.pdf> を参照。

⁸⁰ 環境省「平成25年度予算概算要求主要新規事項等の概要」—「(新) 災害に強い国土・地域の構築のための総合的な水管理推進事業」 <<http://www.env.go.jp/guide/budget/h25/h25-gaiyo/132.pdf>>

⁸¹ 環境省「水俣病被害者の救済及び水俣病問題の解決に関する特別措置法の救済措置の方針(平成22年4月16日閣議決定)」 <<http://www.env.go.jp/chemi/minamata/shinsei/pdf/houshin.pdf>>

65,151人が申請した⁸²。これは国が当初想定していた3万人超の約2倍の人数であったとされる⁸³。この申請者数について細野豪志環境相は、関係団体・関係者による運用開始以来の周知、広報の成果である旨を述べた⁸⁴。

しかし熊本県や新潟県の被害者団体は、かねてから期限撤廃を求めており、申請を打ち切ったことに対し厳しい批判を寄せている。例えば熊本県の「水俣病不知火患者会」は、期限が近づくにつれて救済申請者が急増し、民間の集団検診でも高い確率で典型症状が確認されていることから、「まだ数万人単位の被害者が残されていると考えられる。被害の全容解明のために国は健康調査をすべきだった」と批判し、申請者の地域別の内訳や救済対象となった人数等が公表されていない実態を問題視している⁸⁵。新潟県の「新潟水俣病阿賀野患者会」なども、「差別や偏見を恐れて名乗り出られない人がまだいるという意見は結局、聞いてもらえなかった」と反発した⁸⁶。地方自治体の中でも、例えば新潟県の泉田裕彦知事は、申請期限の設定を強く批判し、撤回を求めていた⁸⁷。新潟県は、申請期限日にも、申請期限撤回につき「国からは全く聞き入れて」もらえなかったことを「非常に残念に思う」とのプレスリリースを発している⁸⁸。

環境省は、期限をもって水俣病問題の解決とは考えておらず、今後も水俣病問題に真剣に向き合い取り組むとしている⁸⁹。新潟県は、申請期限後に新たに名乗り出た被害者に対する必要な支援の検討を国に求めていくとの立場を示した⁹⁰。

（２）「水俣病問題の解決に向けた今後の対策について」

救済措置の申請期限を受けて環境省は、2012年8月3日に「水俣病問題の解決に向けた今後の対策について」⁹¹（以下、「対策」とする。）を公表した。これは、「水俣病問題に真剣に向き合い取り組む」ための一環として、関係地方自治体や関係事業者と協力して実施する医療福祉・地域振興に係る施策を示したものである。対策は、「医療・福祉施策の取組と今後の方針」と「水俣病問題の解決に向けた水俣病発生地域の再生・振興・融和（もやい直し⁹²）に関する取組」の2つの部分で構成されている。前者には、①環境省による水俣病発生地域医療・福祉連携推進事業（胎児性水俣病等認定患者への支援事業、認定患者以外への支援事業、地域の高齢者等への支援事業）、②「公害健康被害の補償等に関する

⁸² 「細野大臣記者会見録（平成24年8月31日（金）8:45～9:22 於）合同庁舎4号館1階108会議室）」環境省ホームページ <<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h24/0831.html>>

⁸³ 「水俣病救済策 6.5万人申請 国想定の2倍超」『朝日新聞』（西部）2012.8.31.

⁸⁴ 「細野大臣記者会見録（平成24年8月3日（金）8:36～8:47 於）衆議院本会議場中庭側廊下）」環境省ホームページ <<http://www.env.go.jp/annai/kaiken/h24/0803.html>>

⁸⁵ 「9団体集会『闘い継続』水俣病救済策申請終了、批判相次ぐ」『朝日新聞』（熊本全県）2012.8.3.

⁸⁶ 「水俣病新救済策 申請締め切り 『国は無責任』批判」『朝日新聞』（新潟全県）2012.8.1.

⁸⁷ 「泉田流を問う 3 『もの言う知事』に壁 水俣病 国の態度崩せず」『朝日新聞』（新潟全県）2012.10.3.

⁸⁸ 新潟県「水俣病被害者特措法の申請受付の終了に関する知事コメント」2012.7.31.

<<http://www.pref.niigata.lg.jp/seikatueisei/1343599246124.html>>

⁸⁹ 環境省「水俣病問題の解決に向けた今後の対策について」2012.8.3, p.1.

<http://www.env.go.jp/chemi/minamata/pdf/kongo_no_taisaku.pdf>

⁹⁰ 前掲注(88)

⁹¹ 前掲注(89)

⁹² 「もやい」とは、元々は船をつなぐことや共同で物事を行うことを意味する。「人と人との関係、自然と人との関係がいったん壊れてしまった水俣で水俣病と正面から向き合い、対話し協働する取り組み」を「もやい直し」と名づけている。「9 もやい直しとはどのようなことですか?」『水俣病10の知識』水俣病資料館ホームページ <http://www.minamata195651.jp/pdf/tishiki/10tisiki_09.pdf>

法律」(昭和 48 年法律第 111 号)に基づく公害保健福祉事業の取組み(療養に必要な用具の支給等)、③原因事業者(チッソ、昭和電工)による取組み(明水園⁹³の運営支援等)、④水俣市による取組み(明水園の設置・運営等)が含まれている。後者には、①環境モデル都市としての取組み・その他の地域振興の推進(「環境首都水俣」創造事業⁹⁴等)、②地域の絆の修復、③人事交流の開始(環境省と水俣市との間で実施)が含まれている。

2013 年度の概算要求では、対策に掲げられたこれらの取組みを実施するために、「水俣病総合対策関係経費等」として 141 億 7400 万円を要求している⁹⁵。

おわりに

環境分野の重点施策に関わる課題としては、以上のほかに、バイオマスの活用や高効率ごみ発電など再生可能エネルギーの導入、3R(廃棄物の発生抑制 reduce、再使用 reuse、再生利用 recycle)の推進や有害廃棄物の適正処理など循環型社会の構築、大気環境保全やヒートアイランド対策等が挙げられる⁹⁶。これらについては、あらためて別の機会に取り上げることとしたい。

【執筆者一覧】

I 東日本大震災と福島第一原発事故への対応

- 1 災害廃棄物(がれき)・・・・・・・・・・・・・・・・・・藤田 実花
- 2 除染と汚染廃棄物・・・・・・・・・・・・・・・・・・鈴木 良典

II 地球温暖化と生物多様性

- 1 国内における地球温暖化対策・・・・・・・・・・鈴木 良典
- 2 地球温暖化対策をめぐる国際動向・・・・・・・・岩澤 聡
- 3 生物多様性への取組み・・・・・・・・・・藤田 実花

III 水環境保全と公害問題への取組み

- 1 水循環基本法・・・・・・・・・・・・・・・・・・諸橋 邦彦
- 2 水俣病被害者の救済・・・・・・・・・・・・・・・・諸橋 邦彦

⁹³ 社会福祉法人水俣市社会福祉事業団(理事長:宮本勝彬水俣市長)が運営する水俣病認定患者対応の重症心身障害児(者)施設である。同事業団ホームページ <<http://www.minamata-sj.or.jp/meisuien.html>>

⁹⁴ 水俣・芦北地域において、環境をてこにした地域の再生融和・振興を進めるための事業である。具体的には、①ゼロカーボン産業団地創出等事業、②地域の有形無形の環境資源を活用したエコツーリズムの振興、③地域社会の絆の修復に資する「心豊かな公共空間」の実現を内容としている。環境省「平成 25 年度予算概算要求主要新規事項等の概要」—「『環境首都水俣』創造事業(水俣病総合対策関係経費等の一部)」<<http://www.env.go.jp/guide/budget/h25/h25-gaiyo/129.pdf>>

⁹⁵ 環境省「平成 25 年度予算概算要求主要新規事項等の概要」—「水俣病総合対策関係経費等」<<http://www.env.go.jp/guide/budget/h25/h25-gaiyo/128.pdf>>

⁹⁶ 環境省「平成 25 年度環境省重点施策」平成 24 年 9 月<<http://www.env.go.jp/guide/budget/h25/h25juten-1.pdf>>